

## 社会福祉法人荒尾市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人荒尾市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし継続かつ定期的に就業する者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

4 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。

5 評議員選任解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

6 定例会とは、理事会、監査会、評議員会、評議員選任解任委員会、苦情解決第三者委員会をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬額は別表1のとおりとする。ただし、事業団給与規程が適用される職員が兼ねる場合の報酬は支給しない。

2 常勤役員には給与規程の適用を受ける職員の例により算定した通勤手当を支給することができる。

3 報酬等の支給方法等に関する詳細については、事業団給与規程の適用を受ける職員の例による。

4 非常勤役員の報酬については支給しない。

### (報酬等の日割り計算)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額についてはその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理をおこなう。

(1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第6条 役員等が定例会に出席したときは費用を弁償する。ただし、第3条第1項の規定が適用される常勤役員及び事業団給与規程が適用される職員が兼ねる場合の費用弁償はしない。

2. 前項の費用弁償額は、次のとおりとする。

報酬(日額)	費用弁償(日額)
--- 円	7,000 円

3 非常勤役員等が遠隔地への諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、事業団旅費規程に定める基準に準じてその費用を支給することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年12月11日改正、平成29年4月1日に遡及して施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第6条第2項 費用弁償(日額)の改定

## 別表1 (第3条第1項関係)

勤務実態	役職	報酬月額(円)	備考
常勤	理事長	450,000	事業団給与規程が適用されない者